

■大学コンソーシアム京都「単位互換制度」法学部単位認定要件

1. 対象学年 : 1～3年生（4年生以上は随意科目としてのみ受講可）
2. 認定対象科目 : 法学部教授会が予め認めた科目
3. 単位認定 : 教養科目として4単位，コア科目以外の法学部専攻科目として4単位，4年間で8単位まで認定します。
※卒業要件単位としての認定は，「大学コンソーシアム京都単位互換科目」，「放送大学科目」を含め8単位を上限とします。8単位を超えて履修した場合，教養教育科目として4単位，コア科目以外の法学部専攻科目として4単位を超えて履修した場合は随意科目として認定します。詳細は，履修要項を確認してください。不明な点がある場合は，法学部教務課窓口までお問い合わせください。
4. 履修登録制限 : 年間登録は8単位以内であり，履修登録制限単位数には含まれません。
(注) 随意科目として受講する場合でも年間登録は8単位以内です。
5. その他 : 重複登録（本学で登録した科目と同一曜講時に登録すること）や移動時間から受講が困難であると考えられる場合は受講を認めません。認定対象科目以外の受講については，随意科目としての受講を認めます。